

委員会提出議案第 1 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 22 日

柏市議会議長 田 中 晋 様

議会運営委員会委員長 古 川 隆 史

提案理由

令和 4 年 4 月 1 日からの組織改正に伴い、常任委員会の所管を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会委員会条例の一部を改正する条例

柏市議会委員会条例（昭和62年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中クをケとし、アからキまでをイからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 危機管理部の所管に属する事項

第2条第2項第2号ア中「地域づくり推進部」を「広報部」に改め、同号エ中「水道部」を「上下水道局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）をもってこの条例による改正後の柏市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりそれぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務委員会	総務委員会
市民環境委員会	市民環境委員会

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。